○財務省令第七号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十三条の規定に基づき、子ども・子育て支援法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

子ども・子育て支援法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令

子ども・子育て支援法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令（昭和四十六年大蔵省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
別紙書式	別紙書式

（第１片）

納付書・領収証書

国庫金　子ども・子育て

※令和　年度　年金特別会計（歳入）　内閣府及び厚生労働省所管

取扱庁名　厚生労働省年金局事業企画課　（歳入）

子ども・子育て支援勘定　歳出金収入　歳入　事業主拠出金収入　歳入

※事業主拠出金　百　十　万　千　百　十　円

※延滞金

※合計額

（納入者）
※住所
※氏名

殿

注意
1　納付金額を納付するときは、※印のところを記入し、納付場所に納付したときは、必ず領収者から領収証書を受け取って下さい。
2　この納付書は、3枚1組の複写式となっていますから、3枚とも納付場所に提出して下さい。

※　納付目的　事業主拠出金
　　歳入徴収官
　　令和　年　月
　　分又は滞納処分費
　　納付場所　日本銀行本店、支店、代理店

上記のとおり領収しました。

（領収日付印）

◎　この納付書は、3枚1組の複写式となっていますから、3枚とも納付場所に提出して下さい。

（第１片）

納付書・領収証書

国庫金　子ども・子育て

※令和　年度　年金特別会計（歳入）　内閣府及び厚生労働省所管

取扱庁名　厚生労働省子ども家庭局　（歳入）

子ども・子育て支援勘定　歳出金収入　歳入　事業主拠出金収入　歳入

※事業主拠出金　百　十　万　千　百　十　円

※延滞金

※合計額

（納入者）
※住所
※氏名

殿

注意
1　納付金額を納付するときは、※印のところを記入し、納付場所に納付したときは、必ず領収者から領収証書を受け取って下さい。
2　この納付書は、3枚1組の複写式となっていますから、3枚とも納付場所に提出して下さい。

※　納付目的　事業主拠出金
　　歳入徴収官
　　令和　年　月
　　分又は滞納処分費
　　納付場所　日本銀行本店、支店、代理店

上記のとおり領収しました。

（領収日付印）

◎　この納付書は、3枚1組の複写式となっていますから、3枚とも納付場所に提出して下さい。